

◎ 退職共済年金を請求するとき

退職共済年金は、退職する際の年齢により次のように分けられます。ただし、退職共済年金については、年金一元化(平成27年10月1日)前に受給権が発生している職員が対象となり、本学を通して年金請求手続きをする必要があります。一元化後に受給権が発生している職員については国家公務員共済組合連合会か日本年金機構から請求書が送付されます。

(1) 特別支給の退職共済年金

支給要件

①支給開始に達していること。

昭和24年4月2日～昭和28年4月1日生まれ → 60歳受給権発生

昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ → 61歳受給権発生

昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ → 62歳受給権発生

昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ → 63歳受給権発生

昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ → 64歳受給権発生

昭和36年4月2日生まれ～ → 65歳受給権発生

②組合員期間等(公的年金制度に加入していた期間で、文部科学省共済組合以外の国民年金、厚生年金等の被保険期間を合計した期間)が25年以上あること。

③組合員期間が1年以上あること。

なお、特別支給の退職共済年金は、在職中は、原則として支給停止されます。

ただし、上記の受給権が発生したら、在職中であっても退職共済年金の請求をする必要があります。

(2) 本来支給の退職共済年金

支給要件

①65歳に達していること。

②組合員期間等(特別支給の退職共済年金と同様)が25年以上あること。

③組合員期間が1ヶ月以上あること。

なお、65歳になると、特別支給の退職共済年金の受給権は、いったん消滅し、本来支給の退職共済年金と国民年金法による老齢基礎年金が支給されることとなります。すでに退職され、特別支給の退職共済年金の支給の決定を受けられた方には、国家公務員共済組合連合会から個別に必要な書類が送付されますので、個別に請求手続きを行うこととなります。

65歳に達したときに組合員であり(65歳が定年の教育職員)、国家公務員共済組合(地方公務員の共済組合を含む。)以外の公的年金(国民年金、厚生年金等)の加入期間を有しない場合は、本来支給の退職共済年金の請求と併せて老齢基礎年金の請求を行う必要があります。国家公務員共済組合以外の公的年金加入期間がある場合は、社会保険事務所へ個別に老齢基礎年金の請求を行ってください。